

鹿児島市人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、在宅人工呼吸療法又は在宅酸素療法を常時必要とする呼吸器機能障害者の福祉の向上及びその者が属する世帯の経済的負担の軽減を図るため、人工呼吸器又は酸素濃縮器（以下「人工呼吸器等」という。）の使用に係る電気料金の一部の助成（以下「助成」という。）を行う人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業（以下「事業」という。）を実施するについて必要な事項を定める。

（助成対象者）

第2条 この事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる呼吸器機能障害の程度が1級又は3級であるもの、又はこれに準ずる者として市長が特に認めるもの

(3) 在宅で常時人工呼吸器等を使用している者

(4) 生計中心者が前年において所得税非課税である世帯に属する者

2 鹿児島市市障害福祉に関する寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項第4号の所得税課税所得金額の算定を行うものとする。

（助成金額等）

第3条 この事業により支給する助成金（以下「助成金」という。）の額は、月額2,000円とする。

2 助成金の支給は、第5条の規定により助成の決定を受けた日の属する月の分から開始し、助成金の支給を受けていた者が助成対象者でなくなった日の属する月の分まで支給する。

3 助成金の支払時期は、毎年7月、10月、1月及び4月とし、当該支払月の前3月分を支給するものとする。

（申請）

第4条 助成金の支給を受けようとする助成対象者又はその扶養義務者若しくは同居の家族（以下「申請者」という。）は、鹿児島市人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成資格認定兼支給申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 在宅人工呼吸療法若しくは在宅酸素療法に関する医師の指示書又は人工呼吸器・酸素

濃縮器使用証明書（様式第2）

(2) その他市長が必要と認める書類

（助成の可否）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定したときは、鹿児島市人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成資格認定兼支給決定通知書（様式第3）又は鹿児島市人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成資格不認定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（届出の義務）

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該助成の対象となる助成対象者（以下「受給対象者」という。）が第1号から第6号までのいずれかに該当するときは直ちに鹿児島市人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成資格喪失届（様式第5）により、第7号又は第8号に該当するときは、鹿児島市人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成資格者住所等変更届（様式第6）により市長に届け出なければならない。

- (1) 本市内に居住しなくなったとき。
- (2) 第2条に規定する助成対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 人工呼吸器等を使用しなくなったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 施設等に入所したとき（通所する場合を除く。）。
- (6) 病院等に2月を超えて入院したとき。
- (7) 受給者又は受給対象者の住所又は氏名を変更したとき。
- (8) 助成金の振込先金融機関を変更したとき。

（助成の廃止）

第7条 市長は、受給対象者が前条第1号から第6号までに該当すると認めたときは助成を廃止し、鹿児島市人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成資格喪失通知書（様式第7）により受給者に通知するものとする。

（現況届）

第8条 受給者は、毎年7月1日現在における現況を同月末日までに鹿児島市人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成現況届（様式第8）により市長に届け出なければならない。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正行為によって助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させる者とする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業に実施について必要な事項は市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成13年4月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。